議第76号

高島市火葬場の設置等に関する条例の一部を改正する条例案 上記の議案を提出する。

令和2年6月4日

高島市長 福 井 正 明

高島市火葬場の設置等に関する条例の一部を改正する条例

高島市火葬場の設置等に関する条例(平成17年高島市条例第182号) の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「当該申請者」の次に「または死亡者」を加える。 別表を次のように改める。

別表 (第6条関係)

種別		金額			
		市内の場合		その他の場合	
	死亡時の年齢が13歳以上の者	20,	000円	60,	000円
火	(1体)				
葬	死亡時の年齢が13歳未満の者	15,	000円	45,	000円
炉	(1体)				
	死産児(1胎)	3,	000円	15,	000円
汚	分娩に係る汚物等 (1件)	3,	000円	15,	000円
物					
炉					
霊安室使用(1体)		5,	000円	20,	00円
24時間につき					

- 備考 1 この表において「市内の場合」とは、申請者または死亡者の死亡時の住所が市内にある場合をいい、「その他の場合」とは、これ以外の場合をいう。
 - 2 この表において「分娩に係る汚物等」とは、胎盤、身体の一部 等をいう。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。